

家計調査規則及び労働力調査規則の一部を改正する省令  
 制定：令和 2年 4月 8日総務省令第37号

家計調査規則及び労働力調査規則の一部を改正する省令  
 令和 2年 4月 8日総務省令第37号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、家計調査規則及び労働力調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月八日 総務大臣 高市 早苗

家計調査規則及び労働力調査規則の一部を改正する省令  
 （家計調査規則の一部改正）

第一条 家計調査規則（昭和五十年総理府令第七十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(調査の方法)	(調査の方法)
<b>第九条</b> [略]	<b>第九条</b> [同上]
2 <u>前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下この項及び次条第三項ただし書において「郵便等」という。）により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。</u>	[新設]
(報告の義務及び方法)	(報告の義務及び方法)
<b>第十条</b> [略]	<b>第十条</b> [同上]
[2 略]	[2 同上]
3 前二項の報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。 <u>ただし、前</u>	3 前二項の報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。

<p>条第二項の場合にあつては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事に郵便等により提出することにより行うものとする。</p>	
<p>備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(労働力調査規則の一部改正)

第二条 労働力調査規則（昭和五十八年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
(調査の方法)	(調査の方法)
第十条 [略]	第十条 [同上]
<p>2 前項の規定にかかわらず、天災その他避けることのできない事故のため、前項に規定する方法により難いときは、総務大臣の定めるところにより、都道府県知事が調査票を調査世帯ごとに郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下この項及び次条第三項ただし書において「郵便等」という。）により送付し、及び郵便等により当該調査票の提出を受ける方法により行うことができる。</p>	[新設]
(報告の義務及び方法)	(報告の義務及び方法)
第十一条 [略]	第十一条 [同上]
[2 略]	[2 同上]
<p>3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。ただし、前条第二項の場合にあつては、調査票に記入し、及び当該調査票を都道府県知事</p>	<p>3 前二項の規定による報告は、調査票に記入し、当該調査票の収集に応じ、及び調査員の質問に答えることにより行うものとする。</p>

に郵便等により提出することにより行うものとする。	
備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*